

第 1 3 0 6 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 4 月 1 7 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 4 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀

委 員 星川 茂一

委 員 秋道 智彌

委 員 鈴木 晶子

委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 0 5 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件 報告 3 件

イ 非公開の承認

報告 1 件, 議案 2 件については, 訴訟及び不服申し立てに関する案件, 市会の作成する議会の議案に対して意見の申出に関する案件であり, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

平成 26 年度全国学力・学習状況調査の実施について

(事務局説明)

○ 大林 学校指導課長

全国学力・学習状況調査は, 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し, 教育施策の成果と課題を検証し, その改善を図るとともに, 各学校における児童生徒への指導の充実や学習状況の改善に役立てるため, 平成 1 9 年度に始まり, 2 3 年度は東日本大震災のため中止となったが, それ以外は毎年実施されており, 今年度で 7 回目の実施となる。

この間、国においては２２年度・２４年度の２回が抽出での調査となったが、昨年度４年ぶりに悉皆での調査となり、今年度についても昨年度に引き続き悉皆での調査が実施されることとなっている。なお、本市では一貫して全校参加を続けてきている。

○ 大山 学校指導課担当課長

今年度の調査の概要について説明する。実施日は平成２６年４月２２日（火）。調査対象は国立・公立・私立学校の小学６年と中学３年の全児童生徒。本市の市立学校は、対象児童がいない宕陰小学校を除く全小学校と桃陽総合支援学校小学部の１６６校、及び全中学校・桃陽総合支援学校中学部の７４校の児童生徒が参加する。調査事項は、今年度は国語と算数・数学の主として「知識」に関するＡ問題と主として「活用」に関するＢ問題及び質問紙調査を実施。なお、理科については、今年度は実施されない。時間割については資料のとおり。

なお、調査結果の公表に関して、平成２５年度実施要領からの変更点がある。２５年度の国の実施要領では、市町村教育委員会は、市町村の学校全体の結果公表が可能とされる一方、教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされており、また、個々の学校が自校の結果を公表することはそれぞれの判断で可能とされていたが、今年度の実施要領では、結果公表における配慮事項として、

- ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を合わせて公表すること
- ・分析結果を踏まえた改善方策についても公表すること
- ・平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わないこと
- ・個人情報の保護 など

が示された上で、市町村教育委員会において、それぞれの判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能とされた。

本市の結果公表の方針については１２月の教育委員会で既に報告しているが、この実施要領を踏まえて、教育委員会からは、従来どおり学校別の公表は行わず、各校において学校便りやホームページ等で公表する。また、全国調査の結果だけでなく、ジョイントプログラムや学習確認プログラムなどの結果も含め、それぞれの学校が自校の課題や傾向など、保護者・地域にわかりやすく伝えるため、各校が公表する内容や留意事項等を示したガイドライン（スタンダード）を校長会とともに作成する。

スタンダードには、各校が行う結果公表にあたっての基本的な考え方として、各教科別の平均正答率については、調査結果が学力のすべてであるかのような誤解や、学校の序列化につながる恐れがあることから、原則として公表しないことを示すとともに、具体的な公表内容を盛り込む。さらに、教科の結果や児童生徒質問紙調査の結果について、全体の傾向や課題等について具体的に記載するとともに、学校の取組や保護者・地域の方々へ伝えたいメッセージを記載して、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学習状況の改善や学校の教育活動の充実につなげていけるものとしていきたい。

また、これまで学力に課題がある学校に対しては、この間、重点支援校として位置付け、参与や指導主事による訪問指導や予算面での支援を行ってきており、こうした取組の成果も検証していきたい。

その他結果がふるわなかった学校についても、原因を分析し、次の改善に生かしていきたい。

次に25年度の調査に関わって、平成26年3月に、保護者に対する調査、教育委員会に対する調査の結果が出たので、改めて、昨年度調査結果の概要を報告する。

中学校は、25年度、初めて全国平均を上回った。特に中学校は、21年度から25年度にかけ、低位の学校が減少し、全体の底上げを図りつつ上位の層が増加している。

また、学力との相関関係が高い就学援助率との関係について、京都市は、全国平均と比べて厳しい状況にある。就学援助率の高い順に上位7府県を並べた表に京都市の就学援助率を当てはめると、大阪、山口、高知に次ぐ4番目に相当。そうした厳しい状況の中で、小学校7位、中学校18位と学力面で成果が出ていると考えている。

さらに、「保護者調査」（抽出）から、家庭の社会経済的背景の指標が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高いということ、また学習時間が不利な環境を克服する手段の一つとなるという結果が示されている。社会経済的背景の指標が低い層でかつ学力が高い児童生徒の特徴として、生活習慣が確立している、保護者が子供に読書を薦めている等々の特徴が見られるという結果が示されており、「保護者の意識と学力の関係」では、保護者が子どもの生活習慣の確立や教育への関心を持っている、学校の教育への参画等の意識を持っているほうが子どもの学力が高い傾向が見られることが示されている。「教育委員会調査」から、正答率と高い相関関係がある教育委員会の取組として、小中の合同研修会や教育課程が示されている。以上が25年度の結果の概要である。

なお、26年度の調査結果は、8月下旬ごろ返却予定で、結果については改めて報告させていただく。

（委員からの主な意見）

- 留意事項に今年度の改善方策の公表とあるが、各校での公表が基本であると思うが、国・市・各校等どのレベルで公表を行うのか。
- 学校単位での結果の分析、家庭や地域へのフィードバックについては、全小中学校の校長がきちんと認識しているか。
- 結果と対策の公表であるが、京都市では個々の学校名を明らかにした公表はしないとなっているが、公表してほしいという声はないのか。
- 京都市の独自のガイドラインはいつまでに作成するのか。
- 学力テストで判明する傾向等について、一人一人の子どもにどう還元していくかということに、学校の知恵があり、教育の最も大切なところである。引続き、学校運営協議会を含めて開かれた形で議論をしていくことが重要である。
- 特に学校運営協議会に関して先進的な取り組みをしている京都市であるから、学力調査の結果についても学校運営協議会で情報を共有することは重要。
- 公表のあり方や結果の中身については、保護者に認知されているか。

（事務局）

- 学校の立場からすると、国から結果が返ってきて、さらに教育委員会から全市的な傾向の説明を受ける。それと比較したときに、自校の地域や家庭背景から分かるポイントを学校だよりや学校運営協議会で示すということをしている。
- 学校単位での結果の分析、家庭や地域へのフィードバックについては、国が示すガイド

ラインの中にも含まれており、市立小中学校の学校長は結果の分析・公表について当然認識している。

- 個々の学校名を明らかにした公表をしてほしいという声は聞いていない。
- 京都市独自のガイドラインは、昨年度中に校長会と連携して案を作成しており、今年度、新体制となった校長会と共に今後確定していく。
- 結果の公表については、学校運営協議会などいろいろな仕組みの中で、自校の良い状況、悪い状況含めて説明をし、情報共有し、関係者評価もしっかりとしていくことが非常に大事である。
- 京都市の京都方式といわれる学校運営協議会の良さが生きていると思う。非常に地域や保護者と近い距離で情報の交換ができるのは、京都方式の良さである。
- 学校ごとの公表の仕組みについて、ほとんどの学校では、PTAの総会や役員会で報告し、学校だよりやHPにも年間の評価計画等を掲載している。また、学級担任からは、クラスの学力分析等についてクラス便りを配布したりする中で、周知している。

平成27年度京都市立学校教員採用選考試験について

(事務局報告)

○東教職員人事課長

日程については、昨年度と同様のスケジュールで進めていく。4月24日から要項・志願書を配布し、志願書の受付期間は5月7日から6月5日までとした。第1次試験として、受験者全員を対象とする個人面接を7月19日から4日間かけて行い、筆記試験等は7月27日の日曜日に実施する。8月上旬には第1次試験合格者を発表し、8月23・24日に第2次試験を実施、9月下旬には例年通り内定を行いたいと考えている。

採用試験の目的は、採用から退職までの30数年間、熱意を持って教育実践に取り組む優秀な教員を一人でも多く確保することであり、その目的達成のためには、志願者を一人でも多く増やしたいと考える。しかし、この数年の大都市圏での採用者数増加に伴い、即戦力となり得る人材の確保が難しい状況になっていることを踏まえ、引き続き、他都市現職と常勤講師経験者の確保を図るため、経験年数の緩和などにより、より多くの希望者から次代の京都市の教育を担う人材を求める。

次に、採用予定人数について説明する。児童生徒数の自然減に伴う定数減や、25年度末退職者から再任用の義務化が図られ、徐々に再任用の希望者が増加する可能性もある。そのため、27年度は、昨年度に比べて45名増の315名程度の募集を行いたい。内訳は、小学校が40名増の160名程度、中学校は9年連続全教科を募集するが、10名減の80名程度、総合支援学校は10名増の40名程度、高校は昨年度に引き続き7教科(国語・地歴・数学・理科・英語・保健体育・工業)を募集し、5名増の15名程度、養護教諭は昨年度と同じく10名程度、栄養教諭は若干名の募集である。この他に特別選考を合わせ、315名程度の採用を予定している。

続いて、試験免除等の特例措置について説明する。京都市の学校教育の活性化に寄与できる多彩な人材や優れた実践力を有する教員の確保、また、他都市との獲得競争への対応を図るため、試験免除等の特例措置の改善・充実を図っている。27年度採用選考試験で

は、「小学校英語教育推進コース」を新設する。平成32年度全面実施予定の新学習指導要領における小学校英語教育の早期化・教科化を視野に、小学校における英語教育の推進体制の強化を図っていききたい。本コースの志願にあたっては、小学校の普通免許状の所有（見込みを含む）に加え、中学校英語・高等学校英語の普通免許状、英語の外部検定のスコアのいずれかを必要とする。試験内容は、第1次試験の個人面接及び第2次試験の模擬授業について、英語に関する事項をテーマとするなど、英語活用力をより重視したものとしており、1次試験の個人面接では最大10点を加算する。なお、合否判定は小学校区分全体で行う。また、大学・大学院推薦制度においても、1名の加算措置を追加する。

続いて、特別選考について説明する。特別選考では、身体障害者特別選考において制度変更をしている。本特別選考では、受験者の障害の程度に応じて、試験時間の延長や書面等での指示などの受験上の配慮を行っているが、志願者数は少ない状況にある。そこで、障害者が働きやすい社会の構築に向け、志願要件について「教員免許状の所有を不問」への緩和し、教員免許を取得していない障害者で教師になりたい方に対して門戸を開きたい。その他、特別選考として、平成17年度採用選考試験から実施している国際貢献活動経験者特別選考、平成23年度採用選考試験から実施している保健体育志願者特別選考、昨年度採用選考試験から実施している理数工志願者特別選考を実施する。

続いて、優れた現職教諭や常勤講師、新規学卒者の確保を図る制度について説明する。短期大学・大学・大学院及び教職大学院推薦制度については、20年度採用から政令市で初めて導入し、27年度採用で8年目を迎える。年々、各大学等から推薦される学生の質は向上しており、優秀な学生が推薦されている。昨年度の実績は、79の大学等から136名の志願者があり、50名を採用した。推薦できる人数については、前年度の大学ごとの受験者数と合格者実績、それと推薦者における合格者実績といった加算条件を設けている。今年度においても大学等に対しては優秀な人材を推薦していただくよう説明をしている。なお、大学等推薦による試験免除の内容は、第1次試験の全部免除である。一方、大量採用時には、新規学卒者のように若い力も必要であるが、即戦力となる現職教諭や常勤講師の確保も重要であるため、これまでから、現職教諭と常勤講師経験による特例を設置している。現職教諭は第1次試験全部免除、常勤講師経験者は第1次試験の一般教職教養試験を免除としている。これらの特例制度を通じて、昨年度は現職教諭13名、常勤講師経験者49名を採用した。その他、多彩な人材の確保という観点から、社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度、英語資格所有者の特例といった制度を設けている。なお、常勤講師を10年以上経験した者については、ベテラン講師に対する採用チャンスの拡大を図るために、受験年齢制限を55歳に引き上げている。

広報面では、情報提供の充実を図っており、大学への出張説明会を約40大学で実施する予定である。さらに、教員採用セミナーについて、新たに名古屋会場での実施や公務員予備校を対象とするなど、充実を図る。

最後に、本年度も試験の透明化・厳正化を図り、疑義を指摘されることが一切無いように努め、本市の教育理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育を受け継ぐ教員を採用して参りたいと考えている。

(委員からの主な意見)

○大学への出張説明会はどの範囲で行っているのか。

○小学校英語教育推進コースで合格された先生にはどのような役割が期待されるのか。また、本コースでの合格者数はどの程度の見込みか。

○教員採用選考にあたっては、校種・職種に応じた専門性ととともに、教職として求められる倫理観を兼ね備えている人材かどうか見極めることが重要である。

(事務局)

○近畿を中心に、北陸、四国の大学へも訪問している。

○小学校英語教育推進コースは小学校英語専科担当を募集するものではないが、合格者については、小学校英語の中核的な役割を担っていただくことが期待される。また、本コースの合格者数については、過去の試験での実績等を踏まえ、20名程度と見込んでい

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の報告1件、議案2件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 報告事項

不利益処分に係る不服申立ての裁決について

(事務局説明)

○萩原 調査課長

採用以来21年間、異動することなく伏見工業高校の全日制に勤めていた教員が、同校定時制に異動となったことについて不服申立てを行っていたところ、不服申立ては却下された。

当該教員は、自分の経験や能力は全日制でこそ生かされることや異動により自治会活動などの私的な活動に影響があるということを主張していた。

裁決では、身分及び給料に変化はないことや、異動による私的な活動の制限や授業内容の変更等は、京都市立高等学校の教員として受忍しなければならない範囲内のものであり、本件異動は法律上の利益の侵害といえず、不服申立ての対象ではないと判断された。

また、教員は異動処分に裁量の逸脱・濫用があると主張していたが、裁決では本件異動には職員の新陳代謝による組織の活性化や人事交流による工業高校の発展といった教育行政上の目的があることなどから、本件では裁量の逸脱・濫用はないと判断された。

なお、裁決には教育委員会に対して、より一層適正な人事管理を行うことを望むという意見が付されていた。教育委員会は、従来から希望調査や懇談を通じて個々の教職員への配慮を行い、各校の教育の充実に向けた人事異動を行ってきたが、今回の意見を踏まえ、異動に際してきめ細やかな声掛けを行うなど、一層教員が意欲的に勤務できるよう努める。

(委員からの主な意見)

○何の教科の教員か。

- 他にも同一校勤務が長い教員はいると思うがどうか。
- 今後も可能な範囲内できめ細やかな対応を続けて欲しい。

(事務局)

- 土木科目の教員である。
- 市立高校は全体で400名程度しか教員がおらず、また、学校数も少ないためどうしても異動可能な範囲に限られるという事情があり、同一校勤務が長い教員もいる。

カ 議案事項

報第1号 違法確認訴訟に係る応訴及び代理人の選任について

(事務局説明)

○萩原 調査課長

本件は、教育委員会が条例に基づいて管理を行うこととされている京都市宝が池公園運動施設内の「少年スポーツ広場」について、管理の方法が違法であるとして提起された住民訴訟である。

広場の管理については、具体的にいつ、どの団体が広場を利用するか決定やスケジュール調整を京都市スポーツ少年団に委ねていた。

原告らは、かかる管理方法は条例に基づかず違法であるとして、住民監査請求をしたところ、広場をいかなる方法で管理するかということは、住民監査請求の対象ではないという理由で監査委員は請求を却下した。そこで、原告らは、住民監査請求の結果を不服として、本件訴訟を提起した。

ただ、本件訴訟は取り下げられる可能性がある。監査結果には、市長及び教育委員会に対して、条例に基づく適切な管理運営を行うように、速やかに事務の見直しを図るべきであるという意見が付されており、教育委員会は、本件広場を使用する団体の決定やスケジュール調整も教育委員会が行うこととした。この対応には、原告らも一定の理解を示しており、本日の午後に原告らとの間で話し合いの機会が設けられる。その話し合い次第で、本件訴訟が取り下げられる可能性がある。

○森田 体育課長

京都市スポーツ少年団に本件広場の管理を委ねていた経緯を説明する。ただし、教育委員会が所管することとなった平成14年以前のこともあるので、詳細については不明な点もある。

本件広場が出来る以前、京都市スポーツ少年団は、現在の宝が池運動公園の付近にあったラグビー場で活動していた。しかし、昭和63年の京都での国体開催に向けて、ラグビー場の整備を行うこととなったため、スポーツ少年団は活動場所を失うこととなった。そこでスポーツ少年団が、署名等の活動を行ったことを契機として出来たのが本件広場である。スポーツ少年団は、従来自分たちで管理していた場所の代わりにできた場所ということで、本件広場の管理も自分たちで行うという意識で管理を行っていたようである。また、本市もそうした経緯から直接管理をしていなかった。

(委員からの主な意見)

- そもそも、「京都市スポーツ少年団」は京都市の組織か、任意団体か。
- 本件広場の広さはどの程度か。
- 夜間使用はできなかったと思うがどうか。

(事務局)

- 京都市スポーツ少年団は、任意団体である。
- 約7, 400 m²である。
- 夜間使用照明もなく、また、近隣住民へ配慮する必要もあり、夜間使用はできない。

議第1号 教育に関する事務に係る平成26年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明)

○清水 総務課長

今回の補正予算については、新工業高校の開設に向けた立命館中学・高校の土地・建物の取得に関し、3月19日の教育委員会における議決を経て、3月28日に仮契約を締結したところだが、5月市会での本契約の締結に向け、必要経費21億2200万円についても同時に補正予算をお願いするものだ。

補正予算の内容についてだが、昨年12月に、洛陽工業高校と伏見工業高校を再編する新工業高校について、伏見区深草の立命館中学・高校を整備予定地として決定した。

当該土地・建物の取得に向け、学校法人立命館と協議を重ね、21億1000万円程度で取得できる見込みであることから、債務負担行為を去る2月市会において議決いただき、その債務負担行為の下、最終的な取得額を21億546万7382円として、土地・建物等の取得に係る仮契約を、3月28日付で学校法人立命館と交わした。

5月市会においては、26年度の当該土地・建物の引き渡し及び代金の支払いに向け、本契約議案とともに、予算の増額補正をお願いするものである。

さらに、立命館中学・高校敷地については、約8000 m²が借地となっていることから、当該土地の地権者と学校法人立命館の契約を引き継ぐ形で、9月を予定している土地・建物の引き渡し後の土地賃借契約のための借地料1600万円余りの増額補正をお願いするものである。

(委員からの主な意見)

- 平成25年度2月の教育委員会において審議・議決した内容について、最終的な契約額が確定し、予算を計上するという理解でよいか。
- 立命館中学・高等学校敷地の土地賃借料の年額はいくらか。説明資料に記載の金額の約2倍の額を毎年支払うことになるのか。

(事務局)

- 2月の教育委員会の際には、25年度中に仮契約を行えるよう、京都市として支払える

上限として２１億１０００万円の債務負担行為を設定したものである。今回改めて金額が確定したので、取得費としては４５０万円程度減額した形での予算計上となっている。

○土地賃借料の年額は１２００万円程度となっている。今回補正で計上している金額には土地賃借契約に係る敷金が９２０万円程度含まれており、これは平成２６年度のみ執行である。

(４) 閉会

１１時４０分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長